

平成30年3月
姫路市契約課

経営事項審査の審査基準の一部改正に伴う 業者登録申請・格付け申請時の注意事項について

公共工事を直接請け負おうとする建設業者に必要な経営事項審査の審査基準が一部改正され、平成30年4月1日から施行されます。

姫路市では、今回の審査基準の改正に伴い、業者登録申請及び格付け申請時に提出を求める「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経営事項審査結果通知書」という。）について下記のとおり取り扱いますので、お知らせいたします。

記

1 平成30年度業者登録申請における取り扱いについて

(1) 平成30年4月1日以降に業者登録申請をする者

登録申請期間の末日において有効な経営事項審査結果通知書であれば、改正前・改正後いずれの審査基準のものも受け付けます。

(2) 平成30年4月1日に登録される者（平成30年1月5日～2月5日に申請した者）

申請時に提出した経営事項審査結果通知書により格付けを行います。なお、格付けは同一年度に一回限り行いますので、改正後の審査基準に基づく経営事項審査結果通知書による再格付けは行いません。

2 平成31年度業者登録申請・格付け申請における取り扱いについて

平成31年度の業者登録申請・格付け申請（平成31年1月受付予定）では、登録申請期間の末日において有効な経営事項審査結果通知書であれば、改正前・改正後いずれの審査基準のものも受け付けます。

3 その他

今回の改正に伴い、兵庫県や国土交通省近畿地方整備局等では、改正前の基準で受審した経営事項審査について、改正後の基準での再審査を受け付ける予定となっています。再審査実施の有無や申立期間等、詳しくは所管の行政庁のホームページ等でご確認ください。

<問い合わせ先>

姫路市財政局財務部契約課工事・委託契約担当 電話 (079)221-2235